

答 申

第1 審査会の結論

岡山県公営企業管理者（以下「実施機関」という。）が行った、公文書非開示決定は妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 審査請求人は、平成20年8月11日、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対して、次に掲げる公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

① 平成20年7月3日付け企局第138号「非開示理由説明書の提出について（回答）」書中、次に掲げる事項の正当性を立証する条例の条項を記載した文書

ア 「条例に基づく公文書の開示は、実施機関が現に保有している公文書を対象としたものである」こと。

イ 「実施機関に新たな公文書の作成を義務づけるものではない」こと。

② 岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会の意見具申に関するアートを記載した文書

2 実施機関は、本件開示請求に係る公文書は、作成していないため、保有していないことを理由として非開示とした公文書非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成20年8月20日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、平成20年10月6日、岡山県知事（以下「審査庁」という。）に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 審査庁は、条例第17条の規定により、平成20年10月24日付けで、岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件開示請求に係る公文書の開示の可否の決定について諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取り消して開示すること並びに非開示とした理由の付記について一般人が容易に理解できるよう適法に記載することを求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、意見書及び意見陳述において主張している審査請求の理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第32条において、「職員は、職務を遂行するに当つて、法令、条例、規則、規程に従わなければならない。」と強行規定されている。本件処分は条例、岡山県文書規程に違反している。アカウントビリティに照らし、適法文書を開示すべきである。
- (2) 上記第2の1の①ア及びイの開示請求に対し、非開示決定理由をみるに、同一のフレーズを繰り返しているものに過ぎず、アカウントビリティを果たしたことになっていない。事務改善のため、改めて正当性を立証するよう求めるものである。
- (3) 上記第2の1の②は、条例に明文の規定がある筈である。職員が作成しなければならない「事務引継書」について、「引継後における事務の統一と調和を保ち、事務の停滞と混乱を防ぐことができる」内容（処分未了等）でなければならないが、そのポイントが欠落した文書が多い。
- (4) 理由付記は、「なぜ文書を作成しないのか」、「していないのか」当該理由をその根拠とともに示さなければ、条例第11条第3項違反である。

第4 審査庁及び実施機関の説明要旨

審査庁及び実施機関が非開示理由説明書及び意見陳述において説明している内容は、概ね次のとおりである。

- (1) 条例に基づく公文書の開示は、実施機関が現に保有している公文書を対象としたものであり、実施機関に新たな公文書の作成を義務付けるものではない。したがって、現に保有していない文書を非開示とすることはやむを得ないものである。
- (2) 本件処分については、公文書の不存在を理由として非開示決定を行ったものであるところ、決定に当たり開示しない理由として「作成していないため、保有していない」と記載しており、理由の付記に不足はない。

第5 審査会の判断

1 本件審査請求の対象となった公文書について

本件審査請求の対象となった公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、次の文書である。

① 平成20年7月3日付け企局第138号「非開示理由説明書の提出について（回答）」書中、次に掲げる事項の正当性を立証する条例の条項を記載した文書

ア 「条例に基づく公文書の開示は、実施機関が現に保有している公文書を対象としたものである」こと。

イ 「実施機関に新たな公文書の作成を義務づけるものではない」こと。

② 審査会の意見具申に関するアーティクルを記載した文書

2 本件対象公文書の存否について

審査請求人は、本件対象公文書を作成していないため、保有していないことは、岡山県文書規程（企業局にあっては、岡山県企業局文書取扱規程（昭和30年岡山県営電気事業訓令第2号））に違反しており、実施機関は、適法文書を開示すべきであると主張している。

一方、実施機関は、本件対象公文書は作成していないため、保有しておらず、条例に基づく公文書の開示は、実施機関が現に保有している公文書を対象としたものであり、実施機関に新たな公文書の作成を義務付けるものではないと主張しているが、以下各文書について検討する。

(1) 本件対象公文書①ア及びイについて

平成20年7月3日付け企局第138号「非開示理由説明書の提出について（回答）」から審査請求人が引用する箇所は、関係法令の解釈適用に基づく実施機関の判断を記載しているものであり、①ア及びイについて、正当性を立証する条例の条項を記載した文書が作成されていないことについては不合理とは認められない。

(2) 本件対象公文書②について

本件対象公文書②の「アーティクル」は「事項」あるいは「条項」と解されるところ、「事項」と解した場合、審査会による実施機関に対する答申などで意見具申が行われた事例を指すものと考えられるが、実施機関に関してはそうした事例は過去にないため、実施機関に審査会の意見具申に関する事項を記載した文書は存在しないということに不合理な点はない。一方、審査会の意見具申に関する「条項」と解した場合、これを記載した文書を実施機関が作成する特段の事情も見当たらない

ので、本件対象公文書②について作成されていないことについては不合理とは認められない。

以上のことから、本件対象公文書について、作成していないため、保有していないとする実施機関の主張に、不合理な点は認められない。

なお、審査請求人は、本件対象公文書について非開示とした処分を取り消して開示すべきと主張しているが、条例は、あくまで実施機関が保有している公文書についての開示を義務付けるものであり、特定の公文書の作成を義務付けているものではない。

3 理由の付記について

審査請求人は、本件処分に係る理由付記は、一般人が容易に理解し得るよう適法に記載せよと主張しており、これに対して実施機関は、公文書の不存在を理由として非開示決定を行ったもので、開示しない理由として「作成していないため、保有していない。」と記載しており、理由の付記に不足はないと主張している。

行政処分に理由の付記が要請される趣旨は、処分庁の判断について合理性を担保し、その恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立てに便宜を与えるというものであると解されていることから、実施機関が、本件処分に当たり付した理由はこれに反するものということとはできない。

4 結論

以上により、実施機関が、本件対象公文書について、不存在を理由として非開示とした本件処分は妥当であると認められ、本件処分に係る理由の付記に関し不適切な点も認められないことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の経緯等

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成20年10月24日	審査庁から諮問を受けた。
平成20年11月28日	審査庁から非開示理由説明書が提出された。
平成21年 1 月 5 日	審査請求人から意見書が提出された。
平成21年 1 月 30日 (審査会第1回目)	事案の審議を行った。
平成21年 3 月 11日 (審査会第2回目)	審査庁及び実施機関の意見陳述の聴取を行った。
平成21年 5 月 22日 (審査会第3回目)	審査請求人の意見陳述の聴取を行った。
平成21年 6 月 26日 (審査会第4回目)	事案の審議を行った。
平成21年 7 月 31日 (審査会第5回目)	事案の審議を行った。
平成21年 9 月 14日	審査庁に対し答申を行った。

岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	職 名	備 考
会 長 中 村 誠	岡山大学大学院社会文化科学研究科教授	
会長職務代理者 宇佐美 英 司	弁護士	
進 藤 貴 子	川崎医療福祉大学 医療福祉学部准教授	
森 義 郎	岡山県農業信用基金協会 専務理事	
藤 田 奈 美	弁護士	